

(令和6年度概算要求額) (前年度予算額)
1兆4,011億円の内数+事項要求 (1兆4,281億円の内数)

<放課後児童対策・こども・子育て支援関連予算 概算要求の主な内容>

	(令和6年度概算要求額)	(前年度予算額)
① 放課後児童クラブの受け皿整備の推進 (P1~3参照) <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブの受け皿整備の推進 放課後居場所緊急対策事業(児童館等において入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置支援を行う事業)の補助対象範囲の拡大等 	1,216億円の内数+事項要求	(1,215億円の内数)
② 出産・子育て応援交付金の着実な実施 (P4参照) <ul style="list-style-type: none"> 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施 自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための調査研究の実施 	622億円+事項要求	(370億円)
③ 地域のこども・子育て支援の推進 (P5~8参照) <ul style="list-style-type: none"> 身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備の推進【令和4年改正児童福祉法施行関係】 新たな家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業)について子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充する(親子入所等による支援)【令和4年改正児童福祉法施行関係】等 	1,926億円の内数+事項要求	(1,913億円の内数)
④ こどもの居場所づくり支援の推進 (P9・10参照) <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体が行うこどもの居場所づくりに関する実態調査や広報啓発に対する支援の実施や、令和4年度第2次補正予算で実施したこどもの居場所支援のモデル事業の継続実施等、こどもの居場所づくりの取組の推進 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備の補助率の嵩上げ(1/3→1/2) 	83億円の内数+事項要求	(67億円の内数)
⑤ 児童手当 (P10参照) <ul style="list-style-type: none"> 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う 	1兆1,911億円+事項要求	(1兆2,199億円)

(※) 児童手当や放課後児童クラブの拡充等「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化や、令和6年度に実施する地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費(消費税引上げ以外の財源も含む)等については、予算編成過程で検討。

1 放課後児童クラブの受け皿整備の推進

(令和6年度概算要求額) (前年度予算額)
1, 216億円の内数+事項要求 (1, 215億円の内数)

- 放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、出来る限り速やかに待機児童の解消を目指すとともに、全ての小学校に就学しているこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と連携し、計画的な整備等を推進する。

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの運営費） 1, 046億円+事項要求 (1, 046億円)

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブの運営費を補助する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【補助基準額（令和5年度）】

①放課後児童健全育成事業（年間開所日数250日以上、児童数36～45人、設備運営基準どおりの職員配置をした場合）

基本額	1支援の単位当たり	4,734千円	
開所日数加算額	1支援の単位当たり	19千円	× (年間開所日数 - 250日)
長期休暇支援加算額	1支援の単位当たり	19千円	× 開所日数 (長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する場合)
長時間開所加算額			
・平日	1支援の単位当たり	409千円	× 長時間開所 (1日6時間超、かつ18時を超えて開所) の年間平均時間数
・長期休暇	1支援の単位当たり	184千円	× 長時間開所 (1日8時間超) の年間平均時間数

②放課後子ども環境整備事業	1事業所当たり	13,000千円 (年額)	(余裕教室等の改修を行う場合)
③放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業)	1支援の単位当たり	2,009千円 (年額)	
④放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	1支援の単位当たり	3,066千円 (年額)	(賃借料補助を受ける場合)
⑤放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	1支援の単位当たり	521千円 (年額)	
⑥放課後児童支援員等処遇改善等事業	1支援の単位当たり	1,678千円又は3,158千円 (年額)	
⑦障害児受入強化推進事業	1支援の単位当たり	2,000千円 (年額)	(障害児を3～5人受け入れる場合)
⑧小規模放課後児童クラブ支援事業	1支援の単位当たり	625千円 (年額)	
⑨放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	1事業所当たり	1,330千円 (年額)	
⑩放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	1支援の単位当たり	1,451千円 (年額)	
⑪放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	1支援の単位当たり	300千円 (年額)	
⑫放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	1支援の単位当たり	最大 919千円 (年額)	
⑬放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	1支援の単位当たり	11千円 × 賃金改善対象者数 × 実施月数 (年額)	
⑭放課後児童クラブ利用調整支援事業	1市町村当たり	4,133千円 (年額)	

(※) 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化や、令和6年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費(消費税引上げ以外の財源も含む)等については、予算編成過程で検討。

- 市町村整備計画に基づく放課後児童クラブの施設整備等に要する経費の一部を補助する。

【設置主体】 市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助割合】

公立の場合：国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

民立の場合：国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

※放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等

公立の場合：国：2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：国：1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

(※) 令和6年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引上げ以外の財源も含む）等については、予算編成過程で検討することとなっているため、「量的拡充」に関連する整備費についても、前年度予算額と同額を要求し、予算編成過程で検討することとしている。

③放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）【拡充】 11億円の内数（10億円の内数）

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できないこどもの受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額（案）】

①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 1,086千円（年額）

②環境整備のための設備費等・・・・ 1か所当たり 500千円（年額）

【補助対象要件】

(1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。

(2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。

(3) 「小学校の敷地内で実施する場合」という対象事業の要件を見直し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】

(4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

④小規模多機能・放課後児童支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

11億円の内数（10億円の内数）

➤ 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

- 【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
- 【補助基準額（案）】
 - ①運営費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1か所当たり 1,063千円（年額）
 （※）市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,263千円
 - ②放課後児童支援員を配置した場合の加算・・・ 1か所当たり 670千円（年額）
 - ③環境整備のための設備費等・・・・・・・・ 1か所当たり 200千円（年額）

⑤放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（※）

11億円の内数（10億円の内数）

（※）若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）の中で実施

➤ 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

- 【実施主体】 市町村（又は都道府県） ※実施主体が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／2、市町村（又は都道府県）：1／2
- 【補助基準額（案）】 1自治体当たり 4,064千円（年額）

⑥放課後児童クラブの人材確保支援（※）

11億円の内数（10億円の内数）

（※）保育士・保育所支援センター設置運営事業（保育対策総合支援事業費補助金）の中で実施

➤ 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とした際の追加費用（人件費、事務諸費）を加算により補助する。

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 ※実施主体が適切と認めた者に委託可
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2
- 【補助基準額（加算）（案）】 1自治体当たり 1,247千円（年額）

※上記以外の放課後児童クラブの人材確保支援として、市町村が主体となって実施する保育人材確保の取組（保育人材等就職・交流支援事業）の対象に放課後児童支援員を追加（令和元年度～）

2 出産・子育て応援交付金の着実な実施

(令和6年度概算要求額)
622億円+事項要求

(前年度予算額)
(370億円)

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備する。

① 出産・子育て応援交付金【拡充】 622億円+事項要求 (370億円)

- 「こども未来戦略方針」を踏まえ、市町村の創意工夫により、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(10万円相当)を着実に実施するため、**満年度化に必要な経費を要求**する。また、伴走型相談支援について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】

- ① 伴走型相談支援・・・国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4
- ② 出産・子育て応援給付金・・・国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6
- ③ クーポン発行等に係る委託経費・・・国：10/10

- 上記のほか、自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するため、国が行う調査研究に必要な費用を要求。

3 地域のこども・子育て支援の推進

(令和6年度概算要求額) (前年度予算額)
1,926億円の内数+事項要求 (1,913億円の内数)

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じて実施される地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））について支援する。
- 令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、こども家庭センターの設置や保育所等の子育て支援施設を活用した身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備を進めるとともに、子育て家庭への支援を強化するため、訪問による家事支援などの新たな家庭支援事業の創設や、子育て短期支援事業の充実など、こども・子育て支援の種類・質・量の充実を図る。

(※) 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化や、令和6年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量の拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引上げ以外の財源も含む）等については、予算編成過程で検討。

①改正児童福祉法の施行（地域子育て相談機関の整備、新たな家庭支援事業の創設等）

- 令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を進めるとともに、身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備を推進する。
- また、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を新たに子ども・子育て支援交付金に位置付けるとともに、子育て短期支援事業を拡充し、親子入所等による支援が受けられるようにする。
- 子育て世帯訪問支援事業の拡充について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

②利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金） 1,847億円の内数+事項要求 (1,847億円の内数)

(※) 子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施
(子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 1,920億円の内数+事項要求 (1,920億円の内数))

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
 【補助割合】 国：2／3、都道府県：1／6、市町村：1／6
 【補助基準額（令和5年度）】

①基本事業（基本型）	1か所当たり	7,688千円（年額）			
②加算事業					
夜間加算	1か所当たり	1,451千円（年額）	特別支援対応加算	1か所当たり	774千円（年額）
休日加算	1か所当たり	781千円（年額）	多機能型加算	1か所当たり	3,270千円（年額）
出張相談支援加算	1か所当たり	1,093千円（年額）	一体的相談支援機関連携等加算	1か所当たり	300千円（年額）
多言語対応加算	1か所当たり	805千円（年額）			
③開設準備経費	1か所当たり	4,000千円（年額）			

③子育て短期支援事業（子ども・子育て支援交付金）

1, 847億円の内数+事項要求（1, 847億円の内数）

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額（令和5年度）】

①運営費

(1)短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- ・ 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）
- ・ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）
- ・ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円（600円）
- ・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×1,860円

(2)夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ・ 夜間養護事業
基本分 年間延べ日数 × 900円（400円）
宿泊分 年間延べ日数 × 900円（400円）
- ・ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）
- ・ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施
実施日数×1,860円

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に加算する額

②開設準備経費 1か所当たり 4,000千円

④地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援交付金）

1, 847億円の内数+事項要求（1, 847億円の内数）

（※）子ども・子育て支援交付金の他、重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）でも実施

（子ども・子育て支援交付金+重層的支援体制整備事業交付金 1, 920億円の内数+事項要求（1, 920億円の内数））

- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

【実施主体】 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可

【補助割合】 国：1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額（令和5年度）】

①基本事業

一般型 1か所当たり 8,639千円（年額）（5日型、常勤職員を配置の場合）

連携型 1か所当たり 3,192千円（年額）（5～7日型の場合）

（※）開設日数、勤務形態により単価が異なる

②加算事業

・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等） 1か所当たり 3,302千円（年額）（一般型（5日型）で実施した場合）

・ 地域支援加算 1か所当たり 1,553千円（年額）

・ 特別支援対応加算 1か所当たり 1,085千円（年額）

・ 育児参加促進講習休日実施加算 1か所当たり 412千円（年額）

（※）この他、出張ひろば等の実施により単価が異なる

③開設準備経費

（1）改修費等 4,000千円

（2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援交付金）
1, 8 4 7 億円の内数+事項要求（1, 8 4 7 億円の内数）

➤ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

- 【実施主体】** 市町村 ※市町村が適切と認めた者に委託可
【補助割合】 国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3
【補助基準額（令和5年度）】
- ①基本事業
 - ・基本分 1市町村当たり 2,000千円（年額）（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）
 - ・土日実施加算 1市町村当たり 1,800千円（年額）
 - ②病児・緊急対応強化事業 1市町村当たり 1,800千円（年額）（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
 - ③預かり手増加のための取組加算 1市町村当たり 500千円（年額）
 （提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
 - ④ひとり親家庭等の利用支援 1市町村当たり 500千円（年額）
 - ⑤地域子育て支援拠点等との連携 1市町村当たり 1,500千円（年額）
 - ⑥開設準備経費
 - ・改修費等 1市町村当たり 4,000千円（年額）
 - ・礼金及び賃借料（開設前月分） 1市町村当たり 600千円（年額）

（参考）令和3年度第一次補正予算（令和4年改正児童福祉法関連（家庭支援事業関係）） ※事業実施期限：令和6年3月31日まで
【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

①子育て世帯訪問支援臨時特例事業

➤ 訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

- 【補助基準額】**
- | | | |
|----------|---------|----------------|
| 訪問支援費用 | 1時間当たり | 1,500円（3,000円） |
| 交通費 | 1件当たり | 930円（1,860円） |
| 事務費（管理費） | 1事業所当たり | 564,000円 |
- ※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。
 括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）
【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

②保護者支援臨時特例事業

- 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

【補助基準額】ペアレントトレーニング 1人当たり 16,400円 (32,800円)
 保護者指導支援プログラム資格取得支援 1市町村当たり 100,000円
 ※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

【実施主体】市町村 (NPO法人や社会福祉法人等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

③子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業

- 不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

子どもの居場所支援整備事業

【補助基準額】1か所当たり 18,992千円
 【実施主体】市町村
 【補助率】国2/3、市町村1/12、事業者1/4

子どもの居場所支援臨時特例事業

【補助基準額】基本分 専門職を配置しない場合 1か所当たり 14,592千円 / 専門職を配置した場合 1か所当たり 15,850千円
 賃借料支援加算 1か所当たり 3,000千円
 開設準備経費加算 1か所当たり 4,000千円

【実施主体】市町村
 【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

④子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業

- レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専任人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

子育て短期支援整備事業

【補助基準額】定員1人当たり 2,637千円
 【実施主体】市町村
 【補助率】国2/3、市町村1/12、事業者1/4

子育て短期支援臨時特例事業

【補助基準額】

専任人員配置支援	1施設当たり	年額6,433千円	利用者負担軽減支援			
親子入所等支援	1世帯当たり	日額9,580円	生活保護世帯	日額5,000円	年収360万円未満世帯	日額3,500円
入所希望児童支援	児童1人当たり	日額4,740円	住民税非課税世帯	日額4,000円	その他要支援児童のいる世帯	日額2,500円

【実施主体】市町村
 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

○ 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにするため、こどもの居場所づくりを推進する。

①こどもの居場所づくり支援体制強化事業（仮称）（こども政策推進事業費補助金）【新規】 4億円+事項要求（ ー ）

- 各自治体におけるこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して財政支援を行う。
- NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を令和6年度も継続して実施する。

【実施主体】

- ①実態調査・把握支援：市町村
- ②広報啓発活動支援：市町村
- ③NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）：都道府県、市町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【補助割合】

- ①実態調査・把握支援 国：1/2、市町村：1/2
- ②広報啓発活動支援 国：1/2、市町村：1/2
- ③NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）国：10/10

【補助基準額（案）】

①実態調査・把握支援		②広報啓発活動支援		③NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援 （モデル事業）	
1 指定都市当たり	5,458千円（年額）	1 指定都市当たり	4,133千円（年額）	1 団体当たり 5,000千円（上限）	
1 特別区・中核市当たり	3,434千円（年額）	1 特別区・中核市当たり	3,885千円（年額）		
1 市町村当たり	1,948千円（年額）	1 市町村当たり	2,130千円（年額）		

(※) 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化については、予算編成過程で検討。

- 上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。

②次世代育成支援対策施設整備交付金 **【拡充】**

80億円の内数+事項要求 (67億円の内数)

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、**中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について補助率を1/3→1/2に嵩上げ**を行う。

【設置主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等
【補助割合（令和5年度）】 定額（原則国1/2相当、児童館は1/3相当）
【対象施設】

- | | | |
|---------------|-------------------|------------------|
| ・ 助産施設 | ・ 職員養成施設 | ・ 障害児入所施設 |
| ・ 乳児院 | ・ 自立援助ホーム | ・ 児童発達支援センター |
| ・ 母子生活支援施設 | ・ ファミリーホーム | ・ 児童発達支援事業所 |
| ・ 児童養護施設 | ・ 一時預かり事業所 | ・ 放課後等デイサービス事業所 |
| ・ 児童心理治療施設 | ・ 地域子育て支援拠点事業所 | ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 |
| ・ 児童自立支援施設 | ・ 利用者支援事業所 | ・ 保育所等訪問支援事業所 |
| ・ 児童家庭支援センター | ・ 子育て支援のための拠点施設 | ・ 障害児相談支援事業所 |
| ・ 児童厚生施設（児童館） | ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 | |
| ・ 児童相談所一時保護施設 | ・ 産後ケア事業を行う施設 | |

5 児童手当

(令和6年度概算要求額) (前年度予算額)
1兆1,911億円+事項要求 (1兆2,199億円)

- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

①児童手当等交付金 1兆1,911億円+事項要求 (1兆2,199億円)

- 実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、児童手当の拡充について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(参考資料)

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|---------------------|--------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑤放課後児童健全育成事業 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ②延長保育事業 | ⑥子育て短期支援事業 | ⑩地域子育て支援拠点事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪一時預かり事業 |
| ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑧養育支援訪問事業 | ⑫病児保育事業 |
| | | ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) |

《主な事項要求》

○社会保障の充実

令和6年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する(消費税引き上げ以外の財源も含む)。

○新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)等の実施

新しい経済政策パッケージ等に基づき、幼児教育・保育の無償化等に必要な経費について確保する。

○「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化

放課後児童クラブ等について、「こども未来戦略方針」を踏まえ予算編成過程において検討を行う。

○令和4年度改正児童福祉法の施行

新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を創設するとともに、こども家庭センターを創設し、母子保健と児童福祉の連携・協働を進めるなど、令和4年度改正児童福祉法の施行等の実施により地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。

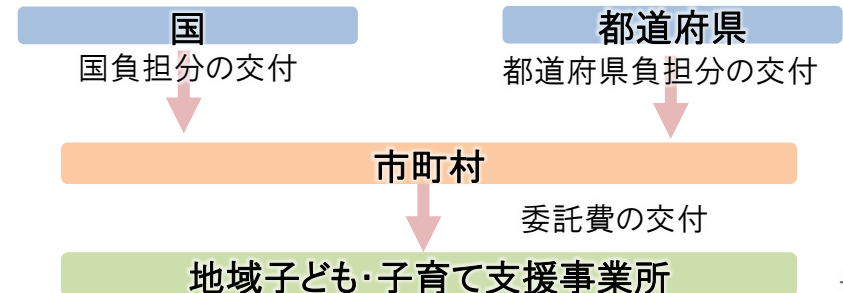
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

	国	都道府県	市町村
利用者支援事業	2/3	1/6	1/6
上記以外の地域子ども・子育て支援事業	1/3	1/3	1/3



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

※ 令和6年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費（消費税引き上げ以外の財源も含む）等については、予算編成過程で検討することとなっており、子ども・子育て支援施設整備交付金については、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連しているため、前年度予算額と同額を要求し、予算編成過程で検討する。

3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

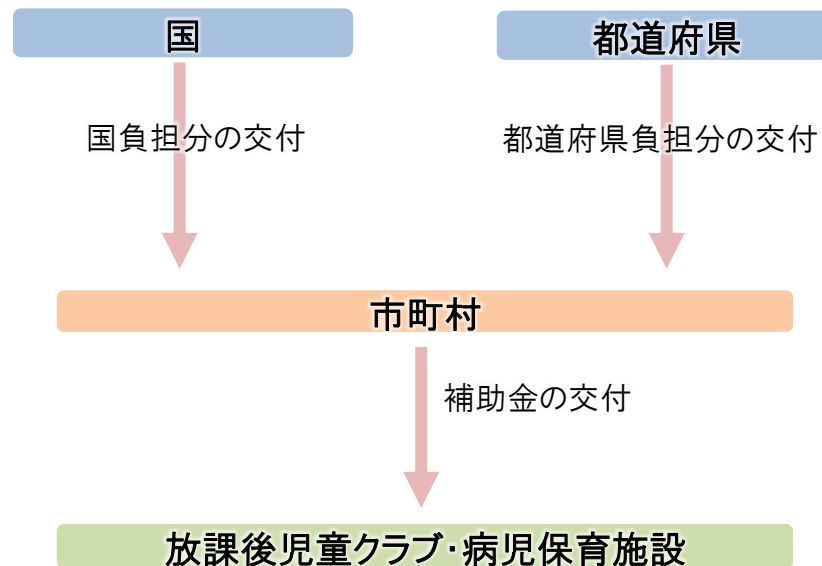
【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率



放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

<保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）>

令和6年度概算要求額 11億円の内数（10億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

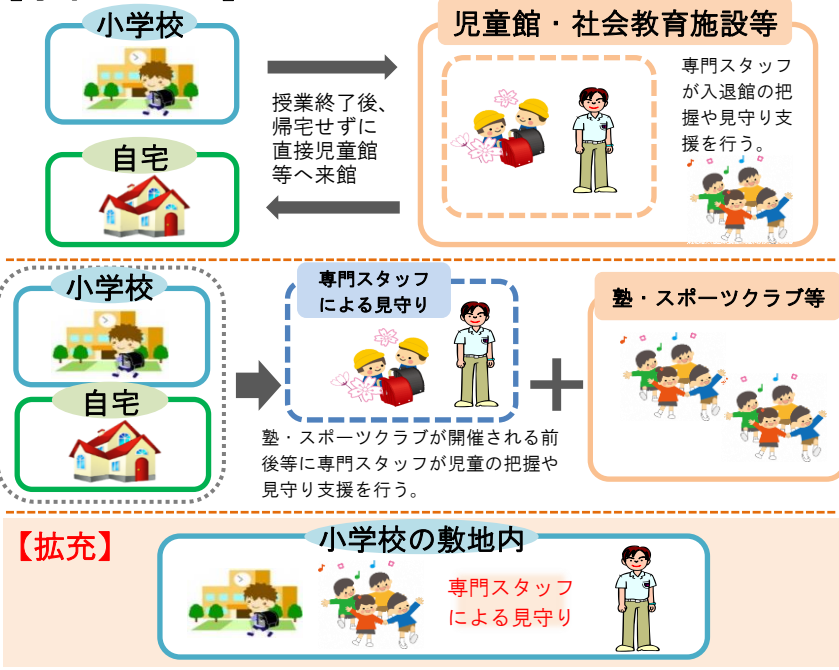
1 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 実施場所**：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 対象事業の要件**
 - 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - 塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - 「小学校の敷地内で実施する場合」という対象事業の要件を見直し、学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】
 - 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可

【補助率】 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助単価案】

①運営費：1,086千円

②環境整備のための設備費等：500千円

<妊娠出産子育て支援交付金>

令和6年度概算要求額 **622億円+事項要求 (370億円)** ※()内は前年度当初予算額

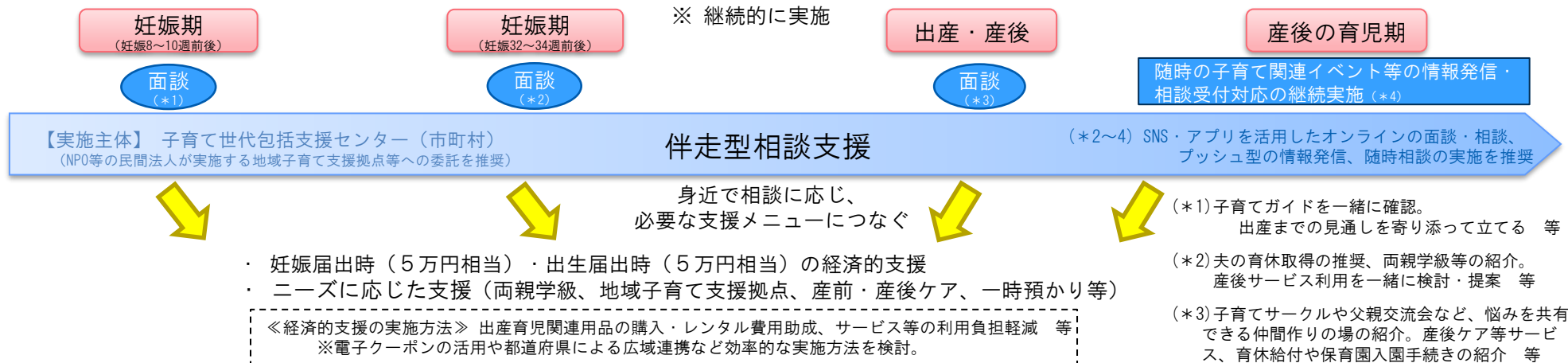
1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

5 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月~令和6年3月までの6月分の予算であったことから、**満年度化分を要求する。(一部事項要求)**
- 自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討するための**調査研究費用を要求する。**

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

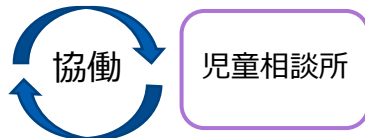
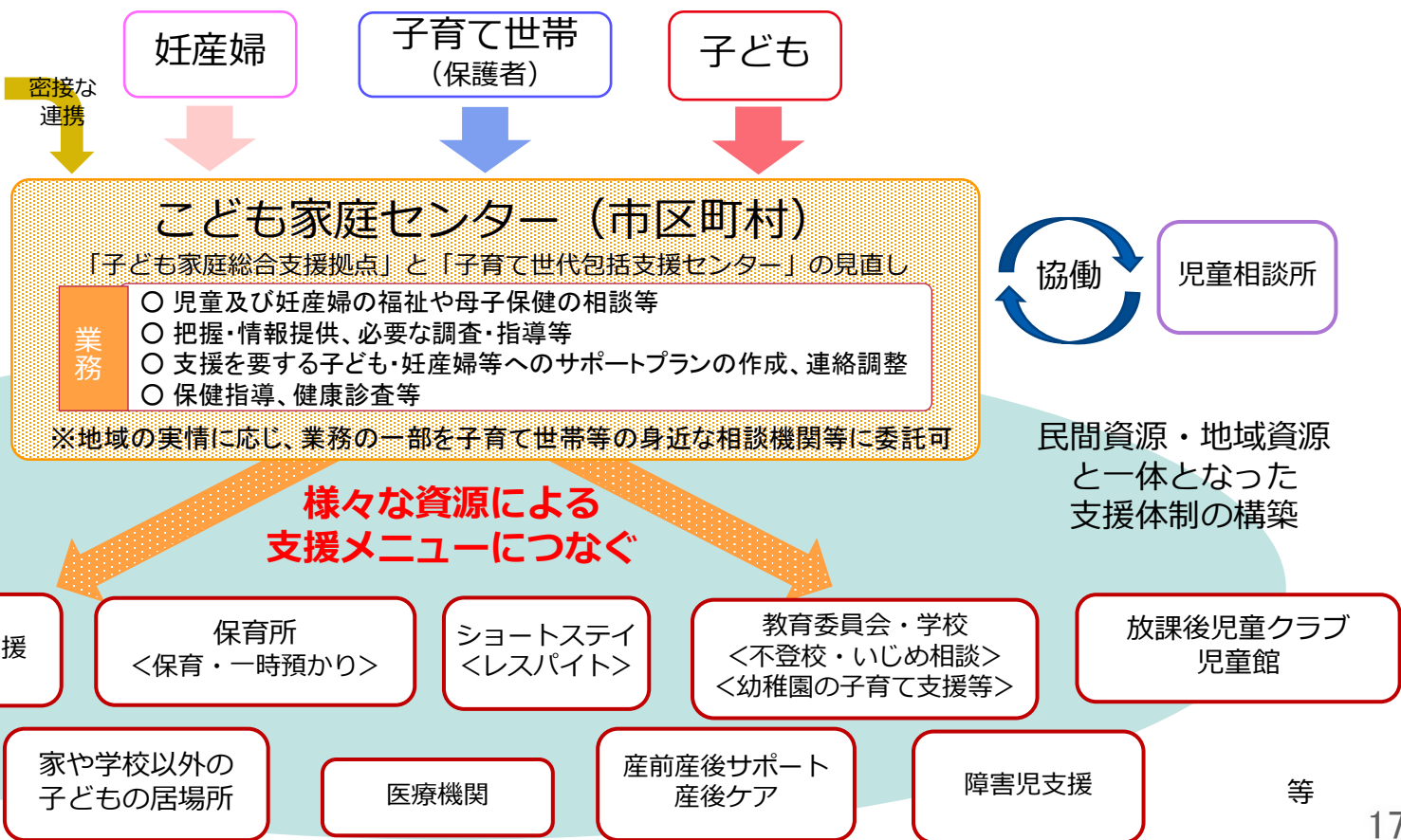
※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

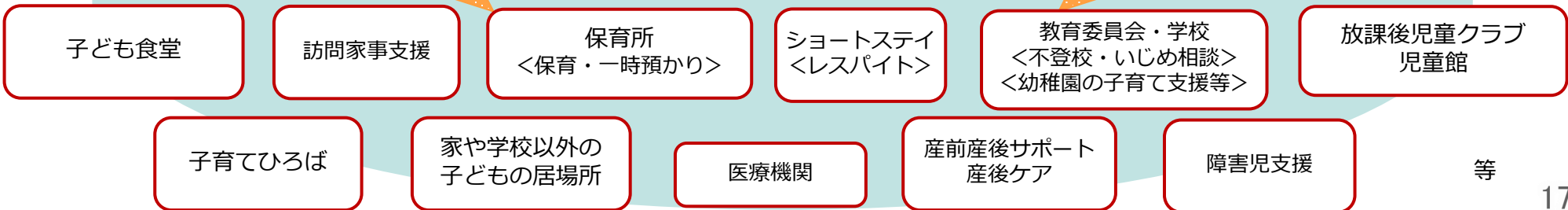
妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。



民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ



市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

こどもの居場所づくり支援体制強化事業（仮称）（こども政策推進事業費補助金）

＜こども政策推進事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 4億円＋事項要求（2億円） ※（）内は令和4年度第二次補正予算額

1 事業の目的

- 各自治体における、こどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して財政支援を行うとともに、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を令和6年度も継続して実施することにより、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

（1）実態調査・把握支援

- ・居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

（2）広報啓発活動支援

- ・こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等

（3）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

- ・NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・障害のある子どもない子ども遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・居場所のない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供 等



3 実施主体等

（1）実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村
【負担割合】国1/2、市区町村1/2
【補助基準額案】

1 指定都市当たり	5,458千円
1 特別区・中核市当たり	3,434千円
1 市町村当たり	1,948千円

（2）広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村
【負担割合】国1/2、市区町村1/2
【補助基準額案】

1 指定都市当たり	4,133千円
1 特別区・中核市当たり	3,885千円
1 市町村当たり	2,130千円

（3）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
※同一団体の同一事業は採択しない。

【負担割合】国10/10
【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限）

次世代育成支援対策施設整備交付金

〈次世代育成支援対策施設整備交付金〉

令和6年度概算要求額 80億円 + 事項要求 (67億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

〈主な拡充事項〉

- 児童福祉施設や障害児施設等に係る施設整備について、建設資材費等の高騰に対応するためその影響相当額等を要求する。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。

〈事項要求〉

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、今後の予算編成過程において検討する。

3 実施主体等

【設置主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】 定額（原則国1/2相当、児童館は原則1/3相当）

児童手当制度の概要

<児童手当等交付金>

令和6年度概算要求額 1兆1,911億円+事項要求 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2 事業の概要・スキーム

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1,591万人 (令和3年度年報(令和4年2月末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外																																	
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																																	
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																																	
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																																	
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成 ※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">0歳~3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳~中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>					被用者			非被用者		公務員	0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3
		被用者			非被用者		公務員																													
0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																													
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																															
	3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																													
		特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																														
財源内訳	<p>[給付総額] 1兆9,069億円 (内訳) 国負担分 : 1兆 360億円 (1兆 637億円) うち特例給付 425億円 (1兆9,442億円) 地方負担分 : 5,180億円 (5,318億円) うち特例給付 213億円 事業主負担分 : 1,552億円 (1,562億円) ※ () 内は令和5年度予算額 公務員分 : 1,978億円 (1,924億円) うち特例給付 43億円</p>																																			

※実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、児童手当の拡充について「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討を行う。